

【固定】

競争ルールの検証に関するWG（第4回） 事業者ヒアリング ご説明資料

KDDI株式会社

2020年 6月 25日



当社のFTTHサービス

1

グループ会社を含め、自己設置設備で
関東・中部・沖縄エリアでFTTHサービスを展開

それに加え、

NTT東・西のシェアードアクセス(接続)を利用することで
全国でのサービス提供を実現

“接続”を利用して独自性・多様性を発揮

auひかり

コミュファ光 by etc

au 沖縄セルラー
OKINAWA CELLULAR



● 当社工事費の妥当性について

FTTHは、お客様宅に訪問し個別の事情に応じた光回線工事が必要

新設工事費：37,500円 (auひかりホーム)

【内訳】

- ・シェアドの場合はNTT東西への支払いが実費（東：19,076円、西：18,291円）で発生
- ・自前設置の場合は新設工事費以上の実費が発生
- ・日程調整などのオペレーション体制や機器配送などに掛かる費用

撤去工事費：28,800円 (auひかりホーム)

【内訳】

- ・シェアドの場合はNTT東西への支払いが実費（東：最大24,106円、西：最大38,575円）で発生
- ・自前設置の場合も工事費の実費が発生
- ・日程調整などのオペレーション体制や機器回収などに掛かる費用

実費の
加重平均
で料金を
設定

上記実費金額はFTTH市場シェア1割程度の当社事業規模において影響大。新たな規制を導入すべきではない
(FTTH市場シェア7割のNTTとは状況が異なる)



●利用者負担の軽減について

新設工事費

お客さまの過度な負担とならないように一括払いと分割払いの選択は可能

⇒長期期間拘束の意図はなく、利用者のための負担軽減施策

撤去工事費

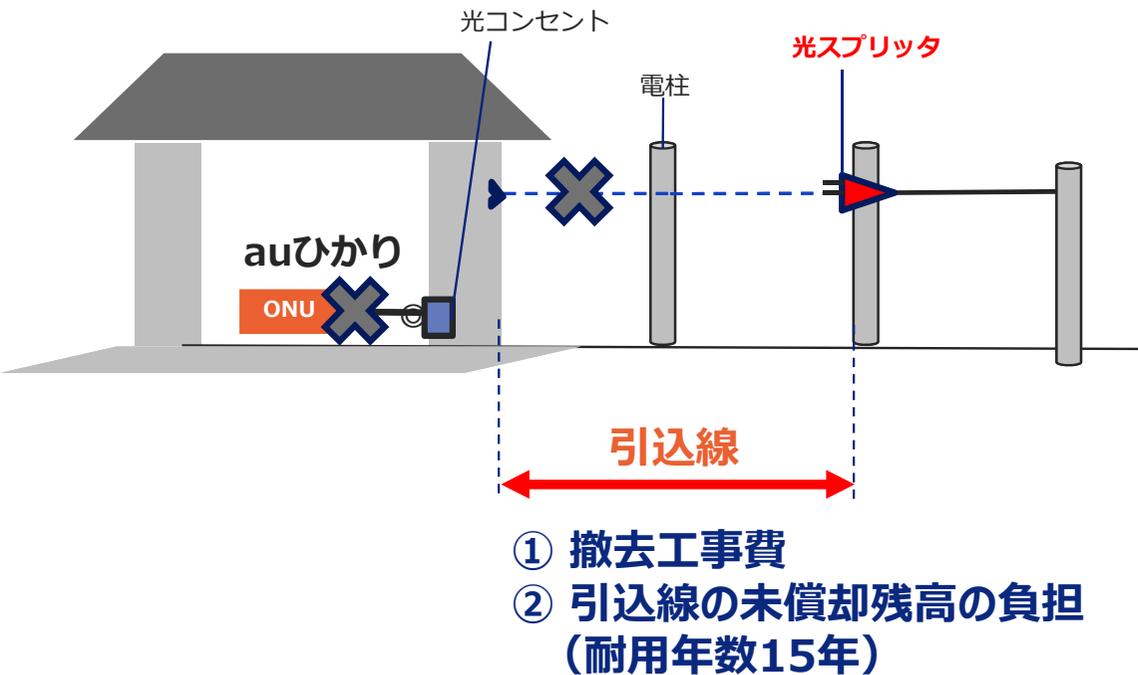
設備転用ができない場合は原則撤去 (auひかり (シェアド) ⇔NTTフレッツの場合のみ転用可)
短期間で解約された場合には、NTT東西への撤去費用の支払いが大きい
撤去ではなく転用による設備の有効活用による工事費の軽減

⇒光コラボ事業者^(※)・シェアドアクセス利用事業者 (当社等) 間の
引き込み線の転用を2021年度早期の導入を目指し協議中

※NTTドコモ様、ソフトバンク様と協議を実施、拡大を要望

参考) 撤去工事費

NTTシェアドアクセス方式の撤去時は、最大で38,575円が実費で発生
引込線は15年利用することが前提で設計
未償却残高の負担があり、短期間の解約の場合にはコスト回収不可



光ファイバー引き込み設備撤去費 : 28,800円

【NTT東西に撤去時に支払う費用】

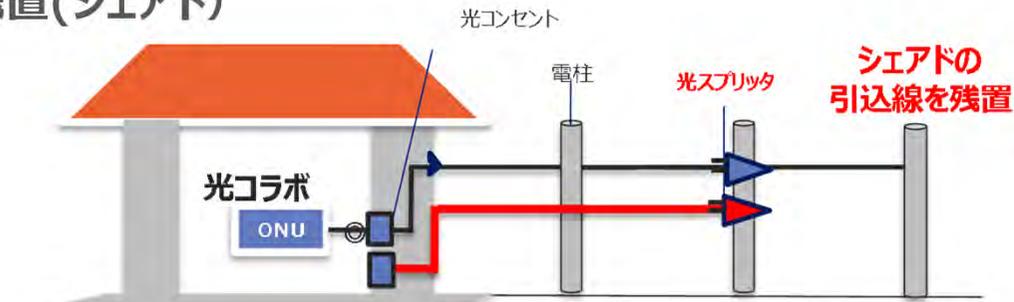
- ① 撤去工事費 : 15,405円*
- ② 未償却残高の負担 (耐用年数15年) : 23,170円*



参考) 残置・転用 (シェアド) の課題

auひかり (シェアド) から光コラボ事業者へ乗換が発生した場合、
残置・転用しようにも、それぞれ課題があるため、当社は**原則撤去**としている

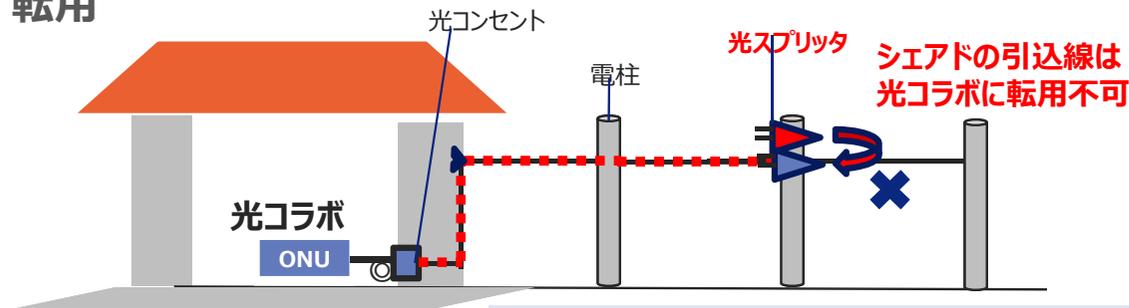
残置(シェアド)



接続料：539円/月
(内訳：維持負担額：476円、管理負担額：63円)

- ✓ 撤去せず残置する事も可能だが、ユーザ料金が取れない中、撤去または再利用されるまでの期間、設備の保守管理含め、NTT東西に対する**残置接続料の支払いが継続的に発生**

転用



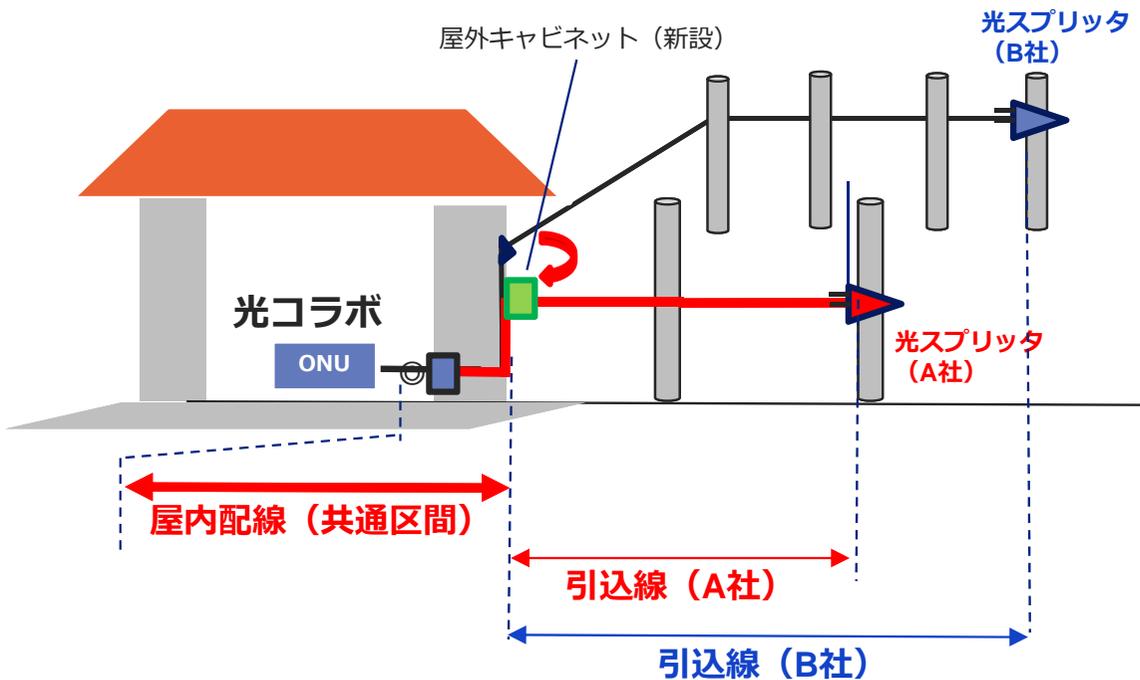
**シェアド⇔光コラボ間の
転用スキームは現状無し**

- ✓ 光コラボ⇔auひかり (シェアド) との間では**運用スキームがなく転用が不可**
(現在協議中)
- ✓ フレッツ光⇔auひかり (シェアド) の間では**転用の運用スキームあり**

参考) 自己設置事業者間の転用

自己設置事業者間（例えば当社自己設置設備とNTT東西間）の**転用は課題が多い**
 ただし、一部設備でも転用が可能になることで、利用者利便向上に寄与すると想定

転用（自己設置事業者間）



仮に転用しようとした場合

- ✓ スプリッタの設置位置が異なるため、引込線の転用が技術的に困難。
 転用可能なのは屋内配線のみ。

【作業手順 (例)】

1. A社は屋内配線を転用するため、B社の光ファイバを切断し、壁に屋外キャビネットを取り付けたうえで、屋内配線と引込線を接続
2. 切断したB社の光ファイバを最寄りの電柱に巻留め
3. A社はB社に巻留め箇所の連絡、B社は回収作業を手配
4. B社は巻き留められた引込線を撤去



ヒアリング事項に対する回答：工事費

ヒアリング事項	回答
○工事費について	
<ul style="list-style-type: none">一括払いでは工事費の割引が受けられない、分割支払期間が長期にわたる場合にのみ工事費が全額割引になるなど、実質的に利用者が長期の分割払いしか選択できない状況が生じていないか。	<ul style="list-style-type: none">一括払いと分割払いで差別的な取り扱いはしておりません。
<ul style="list-style-type: none">工事費の分割支払期間が、期間拘束契約の期間を上回っているなどの理由により、期間拘束契約終了時に工事費残債の支払い等の追加的な費用負担なく契約を解除できない状況が生じていないか。	<ul style="list-style-type: none">期間拘束契約の期間に関わらず、分割払いの場合においても、工事費をご負担いただくために、解約された際は、残債を一括請求しております。工事費の負担総額は、支払い方法の違いによる差異はなく、利用者はイニシャルを安くしたいのか、月額を安くしたいのかという負担方法の選択の結果に過ぎないため、契約の解除を妨げる要因とはならないと考えます。
<ul style="list-style-type: none">光回線の新規開通工事や撤去工事において、利用者に請求している工事費の水準が合理的な水準になっているか。NTT東日本・西日本から接続事業者へ請求されている工事費や、卸元事業者から卸先事業者へ請求されている工事費の水準と、利用者に対して請求している工事費の水準を比較した場合に、利用者に請求している工事費が合理的な水準となっていると考えられるか。合理的な水準であると考えられる場合に、なぜそのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none">光回線の新規開通工事や撤去工事の請求金額は、工事業者やNTT東日本・西日本への工事費用（未償却残高等含む）と日程調整などオペレーション体制や機器配送などに掛かる費用をベースに妥当な金額を設定しております。
<ul style="list-style-type: none">工事費や撤去工事費などに係る利用者負担の軽減に向け、現にある設備を有効に活用する方法についてどのような検討、取組を行っているか。例えば、引込線（光信号分岐端末回線）の転用の仕組みを設けるなど、事業者間の連携をさらに進めていくことについて、どのような課題が考えられるか。	<ul style="list-style-type: none">利用者負担の軽減に向け、シェア事業者-光コラボ事業者間の現にある設備の有効活用については、NTT東日本・西日本と連携して、運用スキームの協議を開始しております。当該スキームが確立されれば、利用者利便の向上に寄与するものと考えます。一方で、集合住宅の光配線を含め、自己設置区間における事業者間の設備有効活用については、設計・工法や保守運用の違いなど、課題も多いと想定されますが、今後協議してまいりたい。



ヒアリング事項に対する回答：期間拘束契約

ヒアリング事項	回答
<p>○期間拘束契約について</p> <ul style="list-style-type: none">• 利用者が他社に乗り換えることを不当に妨げ、FTTHアクセスサービス市場の流動性を低下させる可能性のある以下のような状況が生じていないか。 生じていないとすれば、なぜそう考えるか。<ol style="list-style-type: none">1) 期間拘束契約の拘束期間が長期にわたる状況2) 期間拘束契約の違約金が高額である状況3) 自動更新により期間拘束契約が延長される場合において、違約金なしに解約できる期間が短い状況4) 契約時に期間拘束契約の自動更新の有無を選択できない状況	<ul style="list-style-type: none">• 当社は期間拘束のない料金プランも提供しており、期間拘束契約が市場の流動性を低下させることにはなっていないと考えます。
<ul style="list-style-type: none">• 期間拘束契約の違約金をどのような考えで設定しているのか。その水準は合理的な水準となっていると考えるか。合理的な水準であると考えられる場合になぜそう考えるか。モバイル契約における違約金と異なる考え方をとるべき具体的理由が存在するか。	<ul style="list-style-type: none">• 当社の契約解除料は、消費者契約法及び過去の裁判例を踏まえ、解約による逸失収入や累積割引の内容を勘案して適切な額を定めており、著しく高い水準にあるとは認識しておりません。

Tomorrow, Together
KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au